

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

入会及び退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条及び第8条の規定に基づき、会員の入会及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 センターに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）及び入会承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

(退会)

第3条 センターを退会しようとする者は、退会届（様式第3号）を提出しなければならない。

(会員証)

第4条 センターは、会員となった者に会員証（様式第4号）を交付する。

2 会員は、その身分を明確にするため常に会員証を携帯しなければならない。

3 会員は、会員証を亡失、損傷及び記載事項の変更を生じた場合、速やかにセンターに届け出て、再交付を受けなければならない。

4 会員が退会する場合、会員証を返却しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、入会及び退会等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則（平成23年12月15日理事会議決）

1 この規程は、公益社団法人我孫子市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程の施行前に廃止した、社団法人我孫子市シルバー人材センター会員就業規程による入会承諾書の承認の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月24日理事会議決）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日理事会議決）

この規程は、令和5年11月1日から施行する。